（交通の禁止又は制限についての標示の様式等）

第五条　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める標示の様式は、それぞれ別記様式第四及び別記様式第五のとおりとする。

２　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める場所は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする道路の区間の前面及びその区間内の必要な地点における道路の中央又は路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。

（令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第六条の六　令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和五十五年総理府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（被災者生活再建支援法施行規則の一部改正）

第七条　被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条第一項の防災庁令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の防災庁令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の防災庁令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの庁令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［略］	（令第四条第一項の内閣府令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の内閣府令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。